

# 山形市民会館友の会会則

## (名称)

第1条 この会は、山形市民会館友の会（以下「友の会」という。）という。

## (目的)

第2条 友の会は、芸術文化に広く関心を持つ個人によって構成され、山形市民会館指定管理者である山形市民会館管理運営共同事業体（以下、「共同事業体」という。）が行う芸術文化事業の鑑賞機会の拡大と地域文化の活性化を図ることを目的とする。

## (事務局)

第3条 この会の事務を処理するため、山形市民会館内に友の会事務局（以下、「事務局」という。）を置く。

## (会員)

第4条 会員は、友の会の目的に賛同した個人とし、本会則を承認のうえ、友の会が定める方法により入会の申込みをした者をいう。

## (入会)

第5条 本会への入会は、事務局に入会申込書を提出し、受付書の交付を受けるものとする。

## (退会)

第6条 会員は、申し出により、いつでも友の会を退会することができる。

## (会費)

第7条 会費は無料とする。

## (会員の特典)

第8条 会員は、次の特典を有する。

(1)共同事業体が発行する情報紙や共同事業体の催し物案内を配布する。

(2)共同事業体が主催する催し物のチケットの取り置き、及び山形市外の会員でチケットの購入金額が五千円を超えた場合、郵送料の一部を負担する。

(3)その他共同事業体が定める特典。

## (会則の変更)

第9条 本規約を変更したい場合には、事務局は速やかに変更の趣旨及び内容を会員へ通知する。

## (委任)

第10条 会則に定めるもののほか、本会の運営に必要な事項については、事務局が別に定めるものとする。

## 附 則

この会則は、平成30年1月1日から施行し、平成30年度から運用する。